

生活に関する事項

- (1) 生徒の本分である学業に積極的に励み、社会の変化に対応できる力を身につける。
- (2) 集団活動を通して友情を深め、心豊かな人格の向上を目指す。
- (3) 自他の生命を尊重し、自主的に健康の保持増進と体力の向上をはかる。

1 服装

(1) 服装はその人の心情や品位などを表すとともに、集団にあってはその雰囲気構成する重要な要素であり、質素と清潔を保たなければならない。

(2) 服装は次のように規定される。

Aタイプ、Bタイプどちらの制服でも選択可。

スラックス・スカートはどちらでも選択可。

※スラックスの裾は引きずらないこと。

※スカート丈は裾が膝頭の中央よりも長くすること。

	Aタイプ	Bタイプ
夏	白色カッターシャツ	夏用セーラー服 セーラー服の上にカーディガン着用可（式典時は不可）
冬	黒詰襟学生服 (標準型学生服。長ラン、短ラン不可)	冬用セーラー服 セーラー服の上にカーディガン着用可（式典時は不可）

・セーラー服…襟に2本の白線が入る。黒又は紺のリボンを襟の下につける。

上着丈（ベルト部が見えない）

・校章…Aタイプ 上着の左襟につける（ねじで取りつけるもの）。

夏服は、左胸につける（安全ピンで取りつけるもの）。

Bタイプ セーラー服の左胸につける（安全ピンで取りつけるもの）。

・カーディガン…色は制服と同色の黒又は濃紺とする。形式はレギュラーサイズとし、体型にあったものを着用する。

2 諸届けに関する事項

諸届けの種類	届出先
外出	担任・生徒指導部
掲示物・紛失物・拾得物	生徒指導部
アルバイト	担任→生徒指導部

・アルバイトは原則として禁止である。

3 自転車通学に関する事項

(1) 自宅から学校又は最寄りの公共交通機関の駅までの距離が2 km以上で、自転車通学を希望する場合は、「TSマーク付帯保険」の加入書を添えて「自転車通学許可願」を提出する。

(2) 許可願が受理された後、使用する自転車に「恵那高ステッカー」を貼付して通学する。

(3) 体力作りの観点から、近距離通学（およそ3 km以内）については、徒歩とすることが望ましい。

(4) 自転車通学許可は、定期点検することを条件に毎年更新される。

(5) 安全確保や交通事故の被害軽減のため、乗車用ヘルメットを着用する。

4 自動車免許取得について

自動車学校へ入校する場合は、県高等学校校長会「申し合わせ事項」に従わなければならない。

5 二輪車等の特別利用による通学について

原則として二輪車等による通学は認められないが、特別の事情により通学を希望する場合は、次に示された基準に従って審査し可否を決定する。

- (1) 自宅から学校または最寄りの公共交通機関の駅までの距離が8 km以上あること。
- (2) 運転する二輪車等は原付一種（第一種原動機付自転車）であること。
- (3) その他、特別な事情がある場合。

6 規定の改正又は廃止の手続き

- (1) 生徒会執行部は、生徒の意見を集約し、生徒議会を招集して校則の改正又は廃止の承認を得た後、校長に対しそれを要求することができる。
- (2) 校長は、前項の規定に基づく求めがあったとき、又は校則の見直しが必要となったときは、生徒や保護者から意見を聴取するとともに、学校運営協議会でその内容について議論するものとする。
- (3) 校長は、学校運営協議会等での議論を踏まえ、校則の改正又は廃止について決定するものとする。
- (4) 前項の決定については、議論の経過及び決定理由について、生徒及び保護者に説明するものとする。

法律・県条例（参考）

- (1) 刑法 未成年者飲酒禁止法 第1条により未成年者の飲酒は禁止されている。
- (2) 刑法 未成年者喫煙禁止法 第1条により未成年者の喫煙は禁止されている。
- (3) 県青少年健全育成条例第28条により午後10時以降の外出は正当な理由がない場合には深夜徘徊となる。